

委 託 契 約 書 (案)

長野県知事 阿部守一（以下「委託者」という。）と〇〇〇〇〇（以下「受託者」という。）は、次の条項により、消費者被害防止啓発テレビCM制作等業務に関する委託契約を締結する。

（総則）

第1条 委託者と受託者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 受託者は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（委託業務）

第2条 委託業務の名称及び内容は、次のとおりとする。

(1) 業務の名称 「消費者被害防止啓発テレビCM制作等業務」

(2) 業務の内容 提案書及び仕様書に基づく、次の消費者被害防止啓発業務

ア 高齢者向け消費者被害防止テレビコマーシャル（30秒スポット）及びラジオコマーシャル（40秒スポット）の制作・放送

イ 若者向け消費者被害防止テレビコマーシャル（30秒スポット）及びラジオコマーシャル（40秒スポット）の制作・放送

（履行期間）

第3条 委託業務の履行期間は、平成27年〇〇月〇〇日から平成28年3月25日までとする。

（委託料）

第4条 委託料は、〇〇〇〇〇円とする。

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）

（契約保証金）

第5条 受託者は、契約保証金〇〇〇円をこの契約締結と同時に委託者に支払うものとする。

2 委託者は、第7条の規定により委託業務完了報告書の引渡しを受けたときは、速やかに契約保証金を返還するものとする。

3 契約保証金には、利子を付さないものとする。

※契約保証金の納付を免除する場合（過去2年間の2回以上の履行実績等により、履行確実の場合）は次のとおりとする。

第5条 契約保証金は、〇〇〇円とし、その納付は免除する。

2 受託者は、この契約に定める業務を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金として委託者に支払わなければならない。

（委託業務の処理方法等）

第6条 受託者は、別添の仕様書及び提案書に基づき、第2条第2号に掲げる委託業務を実施しなければならない。

2 受託者は、前項及び仕様書、提案書に定めのない事項については、委託者の指示を受け委託業務を実施しなければならない。

3 受託者は、委託業務を開始したとき又は業務実施代理人を定めたときは、それぞれその旨を委託者に届出なければならない。

4 受託者は、委託者から請求があったときは、委託業務の進捗状況について委託者に報告しなければならない。

(放送業務の報告及び確認)

第7条 受託者は、第2条第2号のアに定める放送業務について、仕様書に定める各期ごとの放送終了後、速やかに当該期分の放送確認書を委託者に提出し、委託者の確認を受けるものとする。

2 受託者は、第2条第2号のイに定める放送業務について、委託業務完了報告書と同時に放送確認書を委託者に提出し、委託者の確認を受けるものとする。

(業務完了報告及び検査)

第8条 受託者は、平成28年3月31日までに委託業務完了報告書及び成果品（仕様書で納入期限が定められているものを除く）を委託者に提出しなければならない。

2 委託者は、前項の報告書の提出があったときは、平成28年3月31日までに検査を行わなければならない。

3 受託者は、前項の規定による検査の結果不合格となったときは、委託者の指定する日までに補正して提出し、再度検査を受けなければならない。

4 前2項の規定による検査に要する費用は受託者の負担とする。

(委託料の支払)

第9条 委託者は、前条の規定により引渡しを受けた後、受託者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

2 委託者が、その責に帰すべき事由により、前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その遅延日数は、前項に規定する日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が30日を超えるときは、前項に規定する期間は、遅延日数が30日を超えた日に満了したものとみなす。

(前金払)

第10条 受託者は、前条の規定にかかわらず、委託料の10分の3に相当する額の範囲内において、委託業務の実施に必要な費用の前金払を委託者に請求することができるものとする。

2 受託者は、委託料の前金払を請求しようとするときは、前金払請求書により委託者に請求するものとし、委託者は、この請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

(危険負担)

第11条 第8条の規定による引渡し前に生じた成果品の亡失又はき損による損害は、受託者の負担とする。

(瑕疵担保)

第12条 受託者は、成果品の引渡し後1年間に、当該成果品に隠れた瑕疵が発見されたときは、委託者の指定する日までに、自らの負担において瑕疵を修補し、又は代品を納入しなければならない。

(権利義務の譲渡、承継)

第13条 受託者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。

ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(再委託の禁止)

第14条 受託者は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(契約内容の変更)

第 15 条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務内容を変更することができる。

2 前項の場合、必要があると認められるときは、委託者と受託者が協議の上、委託料、履行期間その他の契約内容を変更するものとする。

3 委託者は、第 1 項の変更により受託者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(著作権)

第 16 条 本事業に関する所有権や著作権は、原則としてすべて委託者に帰属するものとし、委託者は事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。

2 第 1 項にかかわらず受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については受託者に留保するものとし、この場合に、委託者は権利留保物について当該権利の非独占的使用権を取得する。なお、委託者は受託者の同意の上、この非独占的使用権を第三者に譲渡又は貸与することができる。また、委託者はこれを担保権の目的としてはならない。

3 受託者は、第 1 項により委託者に帰属することとなる著作権に関する著作者人格権を行使せず、また、受託者の従業員又は受託者等がこれらの権利を有する場合には、これらの者が著作者人格権を行使しないために必要な措置をとらなければならない。

(契約解除)

第 17 条 委託者は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 受託者が、その責に帰すべき事由により、第 3 条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき。

(2) 受託者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から委託者が受けた場合。

(3) 前号の場合のほか、受託者がこの契約に違反したとき。

(談合その他の不正行為による解除)

第 17 条の 2 委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第 7 条の 2 第 1 項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条の規定に該当し、刑が確定したとき。

(再委託契約に関する契約解除)

第 17 条の 3 委託者は、この契約の受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、受託者に対して再委託契約の解除を求めることができる。

2 委託者は、受託者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。

(債務不履行の損害賠償)

第 18 条 受託者は、その責に帰すべき事由により、第 3 条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は第 8 条第 1 項に規定する期限までに委託業務完了報告書（成果品）を提出しないときは、当該期限の翌日から委託業務を完了した日又は委託業務完了

報告書（成果品）を提出した日までの日数に応じ、委託料に対し年2.9%の割合で計算した額の遅延損害金を委託者に支払わなければならない。

- 2 委託者は、その責に帰すべき事由により、第9条第1項に規定する期限までに委託料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託料に対し年2.9%の割合で計算した額の遅延利息を受託者に支払わなければならない。
- 3 受託者は、第12条の場合において、委託者に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として委託者に支払わなければならない。
- 4 受託者は、第17条から第17条の3までの規定により契約が解除されたときは、第5条第1項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として委託者に支払わなければならない。
- 5 委託者は、前項の場合において、第5条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。
- 6 受託者は、第1項又は第4項の場合において、委託者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても委託者に支払わなければならない。

（賠償の予約）

第19条 受託者は、第17条の2の各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の2倍に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第17条の2第1号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売であるとき、その他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務）

第20条 受託者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

（疑義の解決）

第21条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、委託者と受託者が両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年〇月〇日

委託者 住 所 長野市大字南長野字幅下 692 の 2
長野県知事 阿 部 守 一 印

受託者 住 所 ○○○○○○
法人名 ○○○○○○
代表者職・氏名 ○○○長 ○○○○ 印

消費者被害防止啓発テレビCM制作等業務仕様書

項 目	金 額	内 容
①高齢者向けテレビコマーシャル 放送日 第1期 H27. 8. 10～H27. 9. 30 第2期 H27. 10. 1～H27. 10. 31 第3期 H27. 11. 1～H27. 12. 31	円	制作：30秒CM×○タイプ 放送： 信越放送 30秒CM_○本 長野放送 30秒CM_○本 テレビ信州 30秒CM_○本 長野朝日放送 30秒CM_○本
②高齢者向けラジオコマーシャル 放送日 第1期 H27. 8. 10～H27. 9. 30 第2期 H27. 10. 1～H27. 10. 31 第3期 H27. 11. 1～H27. 12. 31	円	制作：40秒CM×○タイプ 放送： 信越放送 40秒CM_○本 FM長野 40秒CM_○本
③若者向けテレビコマーシャル 放送日 H28. 3. 6～H28. 3. 25 の間の 20 日 間	円	制作：30秒CM×○タイプ 放送： 信越放送 30秒CM_○本 長野放送 30秒CM_○本 テレビ信州 30秒CM_○本 長野朝日放送 30秒CM_○本
④若者向けラジオコマーシャル 放送日 H28. 3. 6～H28. 3. 25 の間の 20 日 間	円	制作：40秒CM×○タイプ 放送： 信越放送 40秒CM_○本 FM長野 40秒CM_○本
消費税等	円	
合 計	円	